

令和4年12月19日

報道機関各位

県土整備部都市計画課

第150回青森県都市計画審議会を開催します
(当日取材依頼)

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日時 令和4年12月22日(木)
午後2時00分から午後3時00分(予定)
- 2 場所 青森県庁西棟8階大会議室
- 3 審議案件
 - (1) 議案第1号 青森都市計画道路の変更(青森県決定)について
 - (2) 議案第2号 東北都市計画道路の変更(青森県決定)について

担当課	県土整備部 都市計画課	
担当者	都市計画・景観グループ 総括主幹 楠美 一誠	
電話番号	内線	6775
	外線	017-734-9681
報道監	県土整備部次長 類家 正剛	

第150回青森県都市計画審議会次第

日 時 令和4年12月22日（木）
午後2時00分～午後3時00分（予定）
場 所 青森県庁西棟8階大会議室

1. 組織会

2. 議 事

- (1) 議案第1号 青森都市計画道路の変更（青森県決定）について
- (2) 議案第2号 東北都市計画道路の変更（青森県決定）について

3. その他

- (1) 第149回青森県都市計画審議会の議案に関する補足説明

【案件】

(1) 青森都市計画道路の変更（青森県決定）について

【概要】

青森都市計画道路は、現在78路線、約196kmを都市計画決定しており、その改良率は約67%となっている。

都市計画道路の多くは高度経済成長期に決定されたものであり、近年の人口減少や市街地の拡大の鈍化等、社会経済情勢の変化を踏まえた適切な見直しの必要性が求められている。

青森県においても、人口や自動車保有台数が減少傾向であり、県では青森市と共同で見直し対象路線の抽出や検証を行うなど、都市計画道路の全体的な見直しを定期的に行っていたところである。

今回、見直し結果に基づき、3・3・7号中央大通り荒川線について、以下のように変更を行うものである。また、3・4・2号西滝新城線については、現在街路事業中の区間において、道路設計の完了により、都市計画道路の位置が明確となったことから、必要な区域による都市計画道路の変更を行うものである。

【変更の概要】

名称		変更の内容		備考
番号	路線名	変更前	変更後	
① 3・3・7	中央大通り荒川線	約 6,480m	約 6,480m	荒川橋以南(終点部)の延長約890m区間の幅員の縮小 (W=25m→16m)
② 3・4・2	西滝新城線	約 4,130m	約 4,130m	新城字平岡～石江字江渡の約1,200m区間の一部線形の変更

【案件】

(2) 東北都市計画道路の変更（青森県決定）について

【概要】

東北都市計画道路は、現在22路線、約57kmを都市計画決定しており、その改良率は約17%となっている。

都市計画道路の多くは高度経済成長期に決定されたものであり、近年の人口減少や市街地の拡大の鈍化等、社会経済情勢の変化を踏まえた適切な見直しの必要性が求められている。

青森県においても、人口や自動車保有台数が減少傾向であり、県では東北町と共同で見直し対象路線の抽出や検証を行うなど、都市計画道路の全体的な見直しを定期的に行っていたところである。

今回、見直し結果に基づき、3・4・11号南町中央線について、全線廃止するものである。

【変更の概要】

名称		変更の内容		備考
番号	路線名	変更前	変更後	
① 3・4・11	南町中央線	約930m	0m	全線廃止